

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年11月30日

金曜日

第4432号

目次

規則

○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1

告示

○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正 2

○地籍調査の成果の認証 4

○森林病虫害等の駆除命令 4

○伐採木等の移動制限命令 5

公営企業管理規程

○富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程 6

公告

○土地改良区の役員の就退任 9

○落札者等の公示 12

○随意契約の相手方等の公示

規則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成30年11月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第61号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第59号）の施行期日は、平成30年12月1日とする。

（企・電気課）

告 示

富山県告示第486号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第313号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

4の表先進医療料の項の次に次のように加える。

遺伝子検査料	遺伝力	初回	1回	12,960円
	ウンセリング料	2回目以降		6,480円
	遺伝性腫瘍遺伝子検査料	HBOCスクリーニング	1回	216,000円
		クイックHBOC		248,400円
	HBOCシングルサイト	37,800円		

(医務課)

富山県告示第487号

地籍調査の成果の認証について

上市町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
上市町
- 2 調査を行った時期
平成25年8月27日から
平成28年3月23日まで
- 3 成果の名称
上市町（大字大坪の一部外）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
上市町（大字大坪の一部外）
- 5 認証年月日
平成30年11月20日

富山県告示第488号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
南砺市
 - 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から
平成27年3月28日まで
 - 3 成果の名称
南砺市大字祖谷、小坂、館の一部（広瀬館Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
南砺市大字祖谷、小坂、館の一部（広瀬館Ⅱ）
 - 5 認証年月日
-

平成30年11月20日

富山県告示第489号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成30年12月20日から平成31年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
- ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第490号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

平成30年12月20日から平成31年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(使用前自己確認の結果の記録)

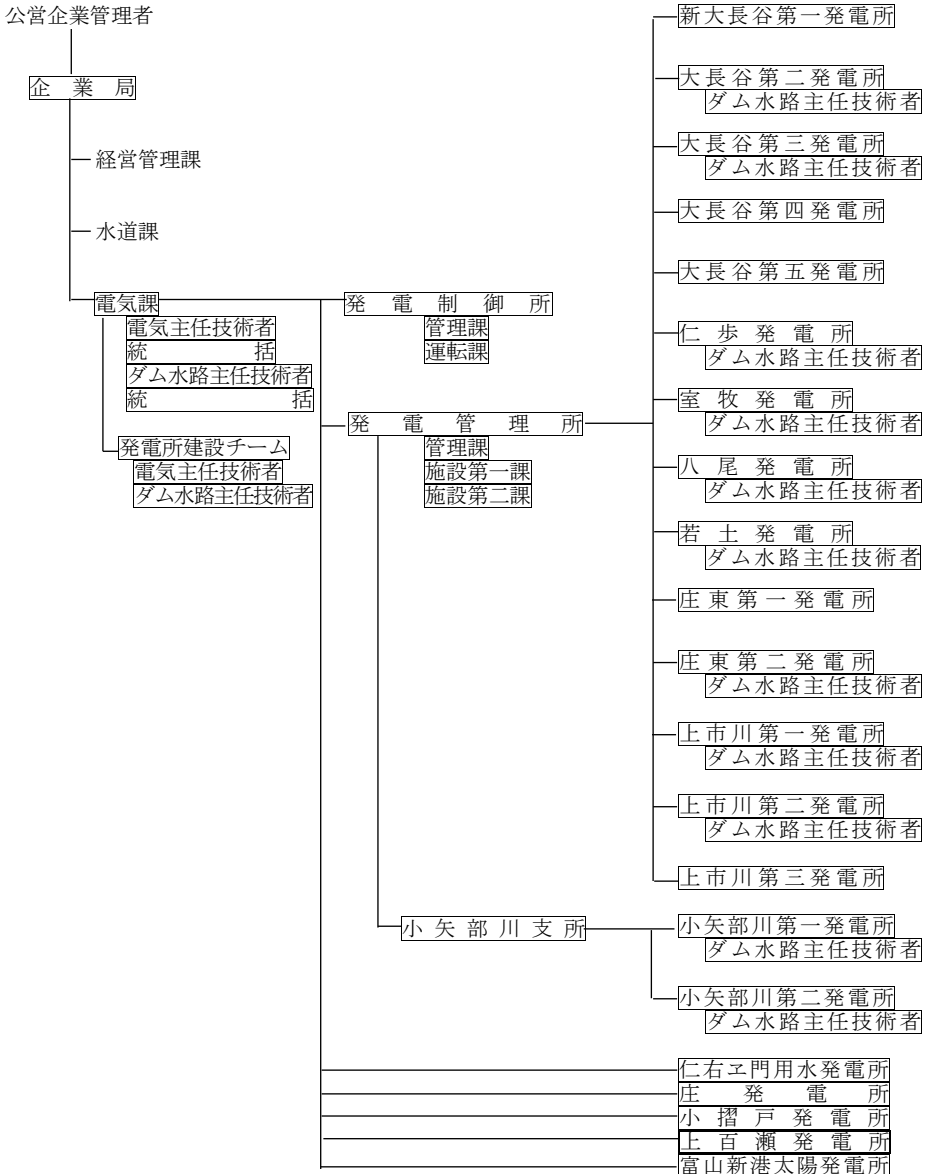
第22条 使用前自己確認に関する記録は、次の各号に示す事項について記録しておくものとする。

- (1) 使用前自己確認を行った年月日
- (2) 使用前自己確認の対象
- (3) 使用前自己確認の方法
- (4) 使用前自己確認の結果
- (5) 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
- (6) 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 当該事業用電気工作物の種類に応じて経済産業省令で定める添付書類

2 使用前自己確認の結果の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。
別図を次のように改める。

別図（第4条関係）

保安に関する組織



(注) [] は保安関係組織を示す。

附 則

この管理規程は、平成30年12月 1 日から施行する。

(企・電気課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

大沢野土地改良区の役員であった次の者が平成30年10月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 岸 明 治	富山市笹津 384番地
同	本 江 茂	同 高内 48番地 1
同	盛 安 清 光	同 稲代 242番地 2
同	前 田 保	同 加納 276番地
同	天 池 吉 孝	同 西塩野 54番地
同	松 黒 孝 雄	同 長附 723番地
同	川 上 智 毅	同 上大久保2065番地
監 事	柴 田 伸 一	同 下夕林 117番地 1
同	池 田 義 輝	同 稲代 597番地
同	山 田 晴 彦	同 西塩野 48番地 1
同	齊 藤 悟	同 長附 15番地 1

土地改良区の役員の就任

大沢野土地改良区の役員に次の者が平成30年10月26日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	柴田伸一	富山市下夕林 117番地1
同	本江茂	同 高内 48番地1
同	池田義輝	同 稲代 597番地
同	朝野久美男	同 加納 662番地
同	松井一郎	同 西塩野 5番地
同	松黒孝雄	同 長附 723番地
同	若松孝育	同 上大久保1900番地
監事	前田忠義	同 春日 42番地
同	盛安清光	同 稲代 242番地2
同	里見正夫	同 加納 384番地
同	長谷良樹	同 長附 335番地2

土地改良区の役員の退任

牛ヶ首用水利土地改良区の役員であった次の者が平成30年10月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	福村佳雄	富山市五福 5030番地
同	飯田文伸	同 寺町 1606番地
同	栗山善作	同 八ヶ山 151番地
同	山本次雄	同 本郷中部 465番地
同	加藤康夫	同 宮尾 1003番地3
同	辻井庄作	同 八町 7429番地

同	矢後正孝	富山市四方荒屋2114番地4
同	野口幸憲	射水市加茂中部1151番地
同	表友昭	同 白石 493番地
同	山本雅幸	同 七美 1165番地
監事	原島和男	富山市安養坊 235番地
同	田中正義	同 野口 1177番地
同	五十嵐富雄	同 金山新 226番地
同	吉岡博幸	射水市本江 1890番地

土地改良区の役員の就任

牛ヶ首用水土地改良区の役員に次の者が平成30年10月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年11月30日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	家城岩松	富山市金屋 2308番地
同	水馬毅	同 婦中町安田192番地
同	栗山善作	同 八ヶ山 151番地
同	北森正誠	同 呉羽町 1797番地
同	新川利夫	同 本郷中部 558番地2
同	大井信市	同 寺島 638番地
同	辻井庄作	同 八町 7429番地
同	矢後正孝	同 四方荒屋 2114番地4
同	野口幸憲	射水市加茂中部 1151番地
同	表友昭	同 白石 493番地
同	山本雅幸	同 七美 1165番地
監事	西井吉則	富山市石坂 3113番地2
同	庄司義光	同 野口 317番地

同	井城邦利	同	金山新	27番地
同	吉岡博幸	射水市本江		1890番地

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社富山営業所
富山市牛島新町5番5号
- 5 落札金額
63,925,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月11日

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政

令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号) 第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年11月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県警察汎用電子計算機等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年7月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社富山営業所
富山市牛島新町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
468,737,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年6月11日

